

○職員の営利企業への従事等の制限に関する規則

昭和40年1月22日  
人事委員会規則12—5

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第38条の規定に基づき、職員の営利企業への従事等の制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(任命権者の許可を受くべき地位)

第2条 法第38条第1項に規定する任命権者の許可を受くべき地位は、同項に規定する役員のほか、顧問、相談役、評議員、参与等企業の経営に参加しうる地位にあるものとする。

(許可の基準)

第3条 任命権者は、職員が法第38条第1項及び前条に定める地位を兼ね、若しくは自ら商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得て事業若しくは事務に従事することの許可の申出をしたときは、次の各号の一に該当する場合を除いて許可することができる。

- (1) 職責遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (2) 職員の職務と利害関係があつて、職務の公正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合
- (3) その他全体の奉仕者たる公務員として適当でないと認められる場合

(許可の取消)

第4条 任命権者は、前条の許可をした後において、事業の変更その他の事由により、前条の基準に反すると認められる場合には、その許可を取り消すことができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月29日人事委員会規則12—17)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。